

第105回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル
（日本都市センター会館内）
3階コスモスホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関
する対応方針（買収への対応方
針）継続の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分

新宿 中村屋

変わらない「おいしい」を、いつもあたらしく。



証券コード 2204
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**
代表取締役社長 島 田 裕 之

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nakamura.co.jp/company/ir/>

(上記ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしてご確認ください。)



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「中村屋」または「コード」に当社証券コード「2204」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。)



「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/2204/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法に関するご案内」をご参照のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月26日(金曜日) 午前10時 [午前9時開場] |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル(日本都市センター会館内) 3階コスモスホール |

3. 会議の目的事項

報告事項 第105期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産、お茶菓子のご用意はございません。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法に関するご案内



■ 株主総会にご出席される場合

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

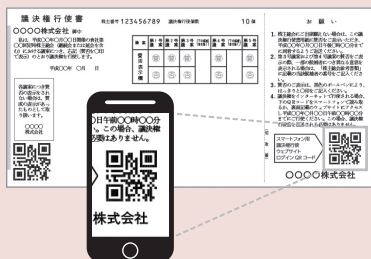
- (1) 行使期限は2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

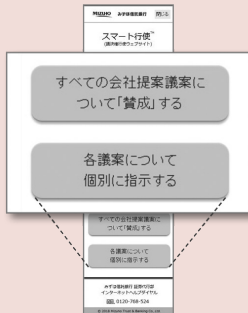
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

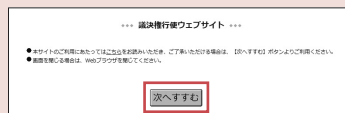
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

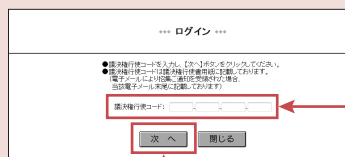
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

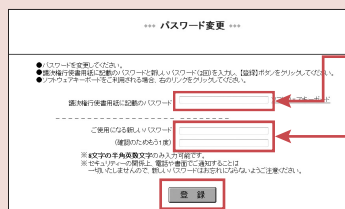
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

事前質問のご案内

本株主総会にご出席をされない株主様のご質問の機会を確保するため、下記のとおり事前質問をお受けしたいと存じます。

- ◎ いただいたご質問への回答については、ご関心の高い事項を本総会前日までに当社IRサイト (https://www.nakamura.co.jp/company/ir/shareholders_meeting.html) に掲載させていただく予定ですが、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。また、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 株主総会の報告事項または決議事項に関係のないご質問については、回答しない場合がございます。

▶ 事前質問の受付



[1] WEBサイトにてご質問いただく場合

◎ 以下のURLにアクセスいただき事前質問をお受けいたします。フォームに、必要事項およびご質問内容をご入力いただき、受付期限までにご送信ください。

【必要事項】

①お名前 ②株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ③質問内容

事前質問受付用URL ▶ <https://www.nakamura.co.jp/inquiry/n1901qa.cgi>

※QRコードからURLにアクセスすることも可能です。

事前質問サイト



[2] 郵送（書面）にてご質問いただく場合

◎ ご質問については書面でもお受けしております。必要事項およびご質問内容をご記載いただき、以下の送付先に受付期限までに到着するようご送付ください。

【必要事項】

①お名前 ②株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ③質問内容

【ご郵送先】

〒160-0023
東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング
株式会社中村屋 総務・法務部 宛

質問受付期限

2026年6月17日（水曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮のうえ、当期の業績に応じた適宜配分を検討させていただくことを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、普通配当として1株につき75円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 75円 総額 428,595,375円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任	しまだひろゆき 島田裕之	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	再任	ひろなかまさひろ 弘中雅裕	取締役兼執行役員 経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長	100% (10回/10回) (就任以降)
3	新任	さいとうまさき 齊藤正樹	監査役	100% (13回/13回)
4	再任	ふじもと さとし 藤本 聡	社外 独立役員 社外取締役	100% (13回/13回)
5	新任	かない なおみ 金井直美	社外 独立役員 —	—

候補者番号 1 しまだひろゆき
島田裕之 (1970年4月1日生) 再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
 2014年4月 当社市販食品部長
 2017年4月 当社執行役員食品事業部統括部長
 2019年4月 当社執行役員菓子・食品事業部門統括部長
 2021年4月 当社執行役員菓子・食品営業部門統括部長
 2022年6月 当社代表取締役兼社長執行役員
 2024年4月 当社代表取締役社長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

- 所有する当社の株式数
6,100株
- 取締役会出席回数
13回/13回 (100%)

島田裕之氏は、当社の菓子・食品事業部門における豊富な経験と実績を有しており、執行役員菓子・食品営業部門統括部長を経て、2024年4月より代表取締役社長を務めております。当社の持続的成長とブランド価値の向上を目指し、理念経営を実践し、新しい価値の創造に向けた挑戦を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 ^{ひろ} ^{なか} ^{まさ} ^{ひろ}
弘 中 雅 裕 (1966年3月22日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 1月 当社入社
2013年 7月 当社FF事業マーケティング部長
2023年 4月 当社執行役員経営推進部門統括部長
2024年 4月 当社執行役員経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長
2025年 6月 当社取締役兼執行役員経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長
現在に至る

取締役候補者とした理由

■所有する当社の株式数

2,200株

■取締役会出席回数

10回/10回 (100%)

(就任以降)

弘中雅裕氏は、当社の生産部門、研究開発およびFF事業部における豊富な経験と実績を有しており、執行役員経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長を経て、2025年6月より取締役兼執行役員経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長を務めております。ビジネス全般に関する豊富な経験から、企業経営の幅広い課題に精通し、企業価値向上に資する取組みを推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 ^{さい} ^{とう} ^{まさ} ^き
齊 藤 正 樹 (1965年3月13日生)

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2009年 4月 当社本店長
2011年 4月 当社本店事業開発準備室長
2014年10月 当社新宿ビル店舗営業部長
2016年 4月 当社事業開発推進室長
2018年 4月 当社経営企画室長
2020年 4月 当社広報・CSR部長
2023年 4月 当社内部監査室長
2024年 6月 当社監査役
現在に至る

■所有する当社の株式数

1,100株

■取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

■監査役会出席回数

13回/13回 (100%)

取締役候補者とした理由

齊藤正樹氏は、営業、業務開発推進室、経営企画室、広報、内部監査室等多岐にわたる豊富な経験と実績を有しており、内部監査室長を経て、2024年6月より当社の常勤監査役を務めております。人格・見識・実行力に優れ、企業経営の諸問題にも精通しており、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

ふじ
藤もと
本さとし
聡

(1957年7月28日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 株式会社富士銀行入行
 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長
 2004年 5月 同行企業第一部長兼企業第三部長
 2008年 4月 同行執行役員営業第二部長
 2010年 4月 同行常務執行役員営業担当役員
 2012年 3月 東京建物株式会社常務取締役
 2013年 6月 シヤープ株式会社取締役常務執行役員
 2015年 6月 芙蓉オートリース株式会社監査役（非常勤）
 2015年 8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役（非常勤）
 現在に至る
 2017年 6月 安田倉庫株式会社監査役（非常勤）
 現在に至る
 2017年 6月 当社監査役(非常勤)
 2022年 6月 当社取締役(非常勤)
 現在に至る

■所有する当社の株式数

500株

■取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

社外取締役候補者とした理由

藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しております。当社社外監査役を経て、2022年6月より当社の社外取締役を務めており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

かな い なお み
金 井 直 美

(1977年12月15日生)

新任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月 大和証券株式会社入社
2002年 1月 オリックス株式会社入社
2007年 2月 グラッドストーン株式会社取締役
2010年 5月 One Equity Partners Advisor
2018年 4月 アルク・ジャパン株式会社取締役
2022年10月 グラッドストーン株式会社代表取締役
現在に至る
2025年 7月 ペロブスカイトシステムズ株式会社顧問
現在に至る

■所有する当社の株式数

100株

社外取締役候補者とした理由

金井直美氏は、国内外における幅広い経験から、財務、企業経営における相当の見識を有しております。この経験および見識を活かし、独立した立場から当社経営の監督および適切な助言を行っていただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤本 聡、金井直美の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
藤本 聡氏 4年
4. 藤本 聡氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、金井直美氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 藤本 聡氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、金井直美氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
6. 藤本 聡、金井直美の両氏に期待する役割は、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくこととなります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち齊藤正樹氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任されました監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了の時までとなります。

また、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

たけ した ゆう じ
竹 下 裕 二 (1966年2月11日生)

新任



略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2022年4月 当社総務・法務部長
現在に至る

監査役候補者とした理由

竹下裕二氏は、当社の法務分野における長年の経験を通じて、コンプライアンス、リスク管理およびガバナンスに関する知見を有しており、これらの知見を監査役としての職務遂行に生かしていただけるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

■所有する当社の株式数
2,100株

- (注) 1. 竹下裕二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。竹下裕二氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【第2号議案・第3号議案が承認された場合の取締役会の体制およびスキルマトリックス】

取締役・監査役のスキルマトリックス図

本株主総会終了後の取締役会を構成する取締役、監査役が有する経験・専門性は、下記のスキルマトリックス図のとおりです。

氏名		属性		経験・スキル							
		性別	独立役員	企業経営	開発・生産	マーケティング・営業	財務・会計・IT	法務・リスクマネジメント	人事・労務・人材開発	不動産管理・運用	ESG・サステナビリティ
取締役	島田 裕之	男		●		●			●		
	弘中 雅裕	男			●	●	●	●			●
	齊藤 正樹	男				●					●
	藤本 聡	男	●	●			●	●		●	
	金井 直美	女	●	●			●				●
監査役	竹下 裕二	男				●		●			●
	日向 研	男	●	●			●				
	小川 直樹	男	●					●			●

主要なスキル	選定理由
企業経営	中長期的な成長戦略を策定し、遂行するためには、企業経営全般に関する知識・経験・実績などが必要と考えています。
開発・生産	独自価値を追求し、安全・安心でどこよりもおいしい商品を提供していくためには、技術のイノベーションが不可欠であり、その経験・見識が必要と考えています。
マーケティング・営業	多様化する消費者ニーズを的確に捉え、当社ならではの独自価値をお届けするためには、マーケティング戦略に関する経験・見識が必要と考えています。
財務・会計・IT	企業価値向上に向けた財務戦略の策定ならびに新たなビジネスモデルの創出には、財務・会計分野ならびにデジタル分野における知識・経験が必要と考えています。
法務・リスクマネジメント	企業価値向上の基盤となる適切なガバナンス体制を確立させ、ステークホルダーからの信頼を得るためには、リスク管理・コーポレートガバナンス等における知識・経験が必要と考えています。
人事・労務・人材開発	中村屋ブランドを磨き上げ、戦略を実行していくためには、人材・組織分野における経験、知識が必要と考えています。
不動産管理・運用	中村屋の資産である土地・建物を有効的に活用していくためには、不動産管理・運用に関する知識・見識が必要と考えています。
ESG・サステナビリティ	ビジョンの実現・持続的成長において、サステナビリティ分野における知識・経験が必要と考えています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことに備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

はし もと かつ のり
橋 本 克 紀 (1967年9月25日生)



略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年8月 当社入社
2019年4月 当社経営企画室長
2021年4月 当社経理部担当部長
2023年4月 当社R D企画室長
2024年4月 当社内部監査室担当室長
2024年6月 当社内部監査室長
現在に至る

補欠監査役候補者とした理由

■所有する当社の株式数 400株

橋本克紀氏は、長年に亘り経理業務に携わっており、財務および会計に関して相当の経験と見識を有しており、今回、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本克紀氏は、補欠の社内監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。橋本克紀氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第86回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入したいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠の枠内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象取締役は3名となります。

本制度では、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行または処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、または、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行または処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」といいます。）。

本制度に基づき、無償交付方式または現物出資方式により発行または処分される当社の普通株式の総数は年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。また、本制度に基づき、無償交付方式および現物出資方式により発行または処分される当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠の枠内で、無償交付方式および現物出資方式をあわせて、年額5,000万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会で決定する金額とします。）。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会の任意の諮問機関であり、その過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

本制度に基づき当社の普通株式を発行または処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付

日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)に定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を一部改定しており、その内容の概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、現物出資方式の場合には、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈率も軽微であること、および、本議案については、手続の公正・透明性を確保するため、その過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会の審議・答申を経ていることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買取への対応方針）継続の件

2023年6月29日開催の当社第102回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）の有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2026年5月20日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを、独立社外取締役2名を含む取締役全員の一致により決定しましたのでお諮りするものであります。

なお、本プランの継続にあたり、現プランについて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、特定株主グループの範囲の見直し、情報提供期間の延長に関する規律の導入、共同協調行為等の認定基準の明確化、対抗措置発動条件の見直しのほか、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

<承認の対象となる本プランの内容>

1. 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続の必要性

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

一方で、当社は、2021年12月の創業120年を機に理念体系を刷新し、新たな経営理念として「真の価値を追求し、その喜びを分かち合う」を掲げました。当社は、創意工夫と挑戦を通じて暮らしに溶け込む食を提案するとともに、長年培った新宿中村屋ブランドの価値向上を最優先に努めております。加えて、環境への配慮およびステークホルダーとの信頼関係の構築に努めることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付けの条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案しまたは買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために必要かつ十分な時間や情報を買付者が提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、前記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれに応じるべきか否かについて適切な判断をするために必要な情報や時間が確保され、当社取締役会と買付者等との間の交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては

株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付行為が行われる場合における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することとしました。

本プランの概要につきましては、＜参考資料＞をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付けその他の取得行為、もしくは、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得行為、またはこれらに類似する行為(注4)（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な方法の如何を問いません。以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）
- (iii) 上記(i)または(ii)の者の関係者（(ア)これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(イ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーまたは(ウ)これらの者が実質的に支配しもしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（なお、(ウ)に該当するか否かの判定は、注4所定の関係の樹立を判定する基準を準用するものとします。）を併せたグループをいいます。）ならびに、
- (iv) 上記(i)乃至本(iv)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者ならびに注1の(iii)および(iv)記載の者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者ならびに注1の(iii)および(iv)記載の者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

注4：株券等の買付けまたは取得行為の実施の有無にかかわらず、(i)特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(*1)を樹立するあらゆる行為(*2)であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような行為を含むものとします。

*1：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として共同協調行為等の認定基準（別紙1。但し、独立委員会は、法令等の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

*2：本注4所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本注4所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ア. 大規模買付者の氏名または名称、および住所または所在地
- イ. 大規模買付者の設立準拠法
- ウ. 大規模買付者の代表者の役職および氏名
- エ. 大規模買付者の国内連絡先
- オ. 大規模買付者の会社等の目的および事業の内容
- カ. 大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）および実質株主（出資者）の概要
- キ. 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況
- ク. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注5）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ケ. 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

注5：重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、前記(1)ア～ケまでの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、大規模買付行為に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討のために必要な大規模買付者および大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ア. 大規模買付者および特定株主グループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、住所、事業内容、国内連絡先、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の名前および職歴、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、主たる職歴（勤務または職務に従事した法人またはその他の団体の主たる業務および住所、各職務の始期および終期を含みます。）、年齢および国籍を含みます。
- イ. 特定株主グループに含まれる者それぞれが保有する当社の全ての株券等、過去180日間において特定株主グループに含まれる者それぞれが行った当社株券等に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）、および当社株券等に関してそれぞれが締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものを含み、または履行可能性の有無を問いません。）の内容
- ウ. 大規模買付行為の目的（意向表明書において記載いただいたものの詳細）、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- エ. 当社株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記アに準じた内容）および特定株主グループとの関係、ならびに当該第三者が当社株券等を譲り受ける目的および譲り受け後における下記キおよびクに相当する事項
- オ. 大規模買付行為の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）
- カ. 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- キ. 大規模買付行為の完了後に想定している当社の役員構成（候補者の氏名および略歴、就任に関する候

- 補者の内諾の有無、ならびに当社と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- フ. 大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社との関係に関しての変更の有無およびその内容
 - ケ. 大規模買付行為完了後の当社の事業運営等において必要な許認可の維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
 - コ. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性
 - サ. 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
 - シ. 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、前記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会および独立委員会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会および独立委員会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を定め、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。なお、当社取締役会が追加的に情報提供を求める場合には、当社取締役会は独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。ただし、大規模買付行為の情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに大規模買付行為の情報の具体的な提供状況を考慮して、情報提供期間満了時まで提供された情報が株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加の提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した日または情報提供期間満了日の何れか早い日の翌日後、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けである場合は最長60日間、それ以外の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が、取締役会評価期間内に対抗措置をとるか否かの勧告を行うに至らないこと等の理由により、取締役会評価期間が満了する時点においても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容についての最終的な意見形成等(対抗措置をとるか否かの決議も含まれます。)に至らない場合には、当社取締役会は、独立委員会への諮問を行い、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告できるものとし、その場合、当社取締役会は、原則としてその勧告に従い取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。独立委員会への当該諮問を行った場合は諮問した旨を、当該期間の延長が行われた場合には具体的な延長期間および延長の理由を、当該時点において適時・適切に公表いたします。

(4) 独立委員会への諮問

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注6)のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会委員の氏名、略歴は別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注6：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対抗措置等

ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示する等、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(ア)から(キ)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、前記(5)ア.で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(ア) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(イ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合

(ウ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合

(エ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、高額資産等

を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行っているかと判断される場合

- (オ) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主にとって不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- (カ) 大規模買付者による支配権獲得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合または当該利益の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

ウ. 対抗措置の発動または不発動等の判断に関する手続

当社取締役会は、前記（５）ア. またはイ. において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的な対抗措置のひとつとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、かつその必要性・相当性について株主の意思を確認することが適切と判断し、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を実務上可能な限り開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開

示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

エ. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、取締役会評価期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。株主検討期間を設ける場合は、株主検討期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

オ. 対抗措置発動の停止等について

前記（５）ウ．に従って、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うものとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

（６）本プラン適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は本株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様へ不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

<ご参考>

4. 補足説明

本プランの内容は、前記1.～3.に記載のとおりですが、(1)株主の皆様へ与える影響等、および(2)本プランの合理性については以下のとおりです。

(1) 本プランが株主の皆様へ与える影響等

ア. 大規模買付ルールが株主の皆様へ与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様へ利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

イ. 対抗措置発動時に株主の皆様へ与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および当社が上場する金融商品

取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様には対価の払込み等を要することなく、その保有する株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、当社が当該新株予約権の取得の手続をとることを決定した場合、株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループを除きます。）は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループについては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(2) 本プランの合理性について

ア. 買収への対応方針に関する指針等への適合性

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、前記1. に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることによ

り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思の尊重

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、前記3.(5)に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランは、スローハンド型の対応方針（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

共同協調行為等の認定基準

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社、ならびに当該特定の株主、その親会社および子会社の役員および主要株主を含むものとする。

1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 当該特定の株主が株式等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者および当該特定の株主（ならびに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か
8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したもの

であったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」または「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）

11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」または「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがあるおよび/または親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 社外取締役または社外監査役である委員の任期は、その取締役または監査役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをしたときはこの限りではない。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動の当否
 - ② 買収提案者との事後交渉に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の廃止の当否
 - ③ 前2号に準じる重要な事項その他当社取締役会が本プランに関して独立委員会に具体的に勧告を求める事項
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、過半数の委員が出席し、その過半数をもって行う。

以 上

独立委員会委員の氏名、略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

中村 直人 (なかむら なおと)

略 歴

- 1985年 4月 弁護士登録、森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所
- 1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー弁護士
- 2003年 2月 中村直人法律事務所 (現中村・角田・松本法律事務所) 開設
パートナー弁護士
- 2003年 3月 アサヒビール株式会社監査役 (非常勤)
- 2004年 6月 エーザイ株式会社取締役 (非常勤)
- 2006年 6月 三井物産株式会社監査役(非常勤)
- 2011年 6月 株式会社リクルートホールディングス監査役 (非常勤)
- 2023年 4月 中村法律事務所開設<現在に至る>
- 2025年 6月 JFEホールディングス株式会社取締役 (監査等委員/非常勤) <現在に至る>

藤本 聡 (ふじもと さとし)

略 歴

- 1980年 4月 株式会社富士銀行入行
- 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長
- 2004年 5月 同行 企業第一部長兼企業第三部長
- 2008年 4月 同行 執行役員営業第二部長
- 2010年 4月 同行 常務執行役員営業担当役員
- 2012年 3月 東京建物株式会社常務取締役
- 2013年 6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員
- 2015年 6月 芙蓉オートリース株式会社監査役 (非常勤)
- 2015年 8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) <現在に至る>
- 2017年 6月 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤) <現在に至る>
- 2017年 6月 当社監査役 (非常勤)
- 2022年 6月 当社取締役 (非常勤) <現在に至る>

※藤本 聡氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

金井 直美 (かない なおみ)

略 歴

- 2000年 4月 大和証券株式会社入社
- 2002年 1月 オリックス株式会社入社

2007年 2月 グラッドストーン株式会社取締役
2010年 5月 One Equity Partners Advisor
2018年 4月 アルク・ジャパン株式会社取締役
2022年10月 グラッドストーン株式会社代表取締役<現在に至る>
2025年 7月 ペロブスカイトシステムズ株式会社顧問<現在に至る>

※金井直美氏は本株主総会の会社法第2条第15号に規定される社外取締役候補者であり、選任後、就任する予定であります。

日向 研 (ひゅうが けん)

略 歴

1982年 4月 安田信託銀行株式会社入行
2009年 4月 みずほ信託銀行株式会社営業店業務部長
2010年 4月 同行執行役員大阪支店長
2012年 4月 同行常務執行役員
2014年 4月 みずほトラストオペレーションズ株式会社取締役社長
2014年 6月 株式会社インフォメーションディベロプメント監査役 (非常勤)
2016年 6月 日本株主データサービス株式会社代表取締役副社長
2020年 4月 中央大学大学院戦略経営研究科2020年度客員教授
2020年 6月 日本株主データサービス株式会社代表取締役社長
2022年 6月 当社監査役 (非常勤) <現在に至る>

※日向 研氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

小川 直樹 (おがわ なおき)

略 歴

2010年12月 弁護士登録、日比谷パーク法律事務所入所
2016年 8月 Entrust Energy, Inc. (米国テキサス州) カウンセル
2017年 6月 ニューヨーク州弁護士登録
2017年 7月 日比谷パーク法律事務所復帰
2020年 1月 日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士<現在に至る>
2023年 6月 当社監査役 (非常勤) <現在に至る>

※小川直樹氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

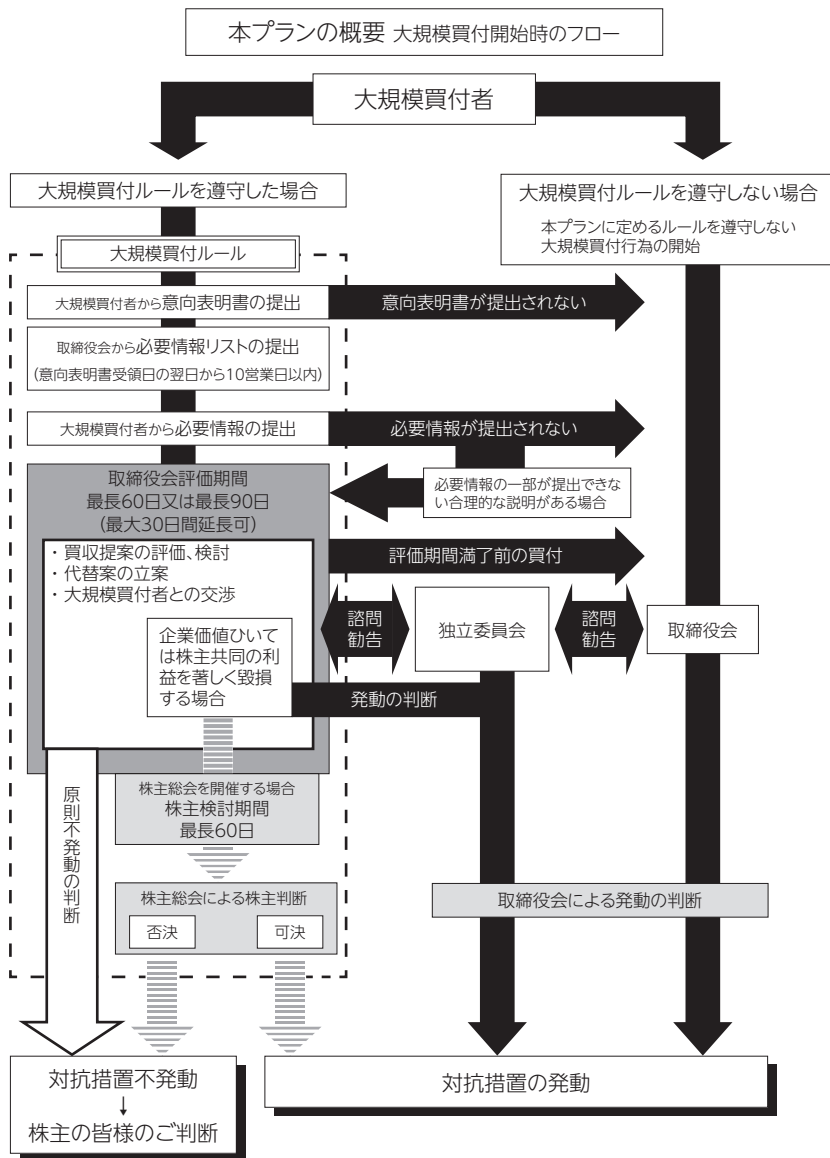
なお、社外取締役藤本 聡氏、社外監査役日向 研氏および小川直樹氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、金井直美氏が社外取締役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に当社普通株式を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、前記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が当社普通株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができる旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

第105回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
4. 会計監査人の状況
5. 業務の適正を確保するための体制
6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
7. 会社の支配に関する基本方針

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、インバウンド需要や所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、原材料の高騰や地政学リスクの継続、実質プラス成長となった個人消費についても、長引く物価高と実質賃金の伸び悩みにより節約志向が根強く続くなど、依然として経営環境は厳しい状況に置かれています。

このような状況の中、当社は経営理念「真の価値を追求し、その喜びを分かち合う」のもと、「中期経営計画－中村屋2027ビジョン－」に掲げた戦略に基づき、経営目標達成に向けた取組みを進めました。

具体的には、中華まんビジネスにおいて、電子レンジでそのまま温められる個包装の簡便性を訴求し、通年販売の強化および需要の掘り起こしを行いました。菓子ビジネスでは、日常使いの‘デイリー菓子’について、どら焼類の製法見直しによる品質改良で増収を図るとともに、親しい間柄で贈り合うカジュアルギフトの需要拡大に対応しました。食品ビジネスでは、消費者のニーズに合わせた商品開発を積極的に行い、嗜好や利用シーンの変化に対応すべく、主力のレトルトカレーや中華調理用ソースの改良や品揃え強化を行うとともに、業務用販路において拡大する中食業態への提案を強化し、売上確保に努めました。また新宿中村屋本店では、季節商品の販売や賞味会の開催により、多くのお客様にご来店いただきました。

これらの取組みに加え、原材料価格の高騰をはじめとする様々な利益圧迫要因に対し、原材料の調達方法や商品の価格・規格の見直しを実施するとともに、アイテムの絞り込みによる製造コスト低減や工場稼働率の平準化を推進し、収益体質の強化を図りました。

以上のような取組みを行った結果、当事業年度における売上高は、37,351百万円 前年同期に対し104百万円、0.3%の増収となりました。

利益面につきましては、営業利益は1,324百万円 前年同期に対し253百万円、23.7%の増益、経常利益は1,599百万円 前年同期に対し322百万円、25.2%の増益、当期純利益は918百万円 前年同期に対し33百万円、3.7%の増益となりました。

売上高	37,351百万円	(前期比	104百万円増	0.3%増)
営業利益	1,324百万円	(前期比	253百万円増	23.7%増)
経常利益	1,599百万円	(前期比	322百万円増	25.2%増)
当期純利益	918百万円	(前期比	33百万円増	3.7%増)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子類では、ギフト商品の品質改良を行うとともに、主力商品「月の菓」の規格変更や新商品「月の菓栗」などの新発売により、カジュアルギフトの品揃え強化を図りました。

日常使いの‘デイリー菓子’類では、どら焼類のリニューアルを実施し、メディアでも紹介され話題となった「逸品どら焼」を中心に拡販に努めました。また、次期中核商品の育成に向けて、「小倉粒あんもなか」「焼きかりんとう饅頭」「あんこパイ」「ミルクまん」など、製餡技術を活かし素材や製法にこだわった商品のラインナップを強化し、展開しました。

中華まん類では、量販店販路を中心に個包装のまま電子レンジで温められる「肉まん」「あんまん」などを積極的に訴求し、年間を通じた拡販に努めました。さらに春夏期には「辛肉まん」、秋冬期には「濃厚チーズ肉まん」「てりやきチキンまん」を発売し、既存のお客様だけではなく、普段購入されないお客様にも様々な用途で楽しんでいただけるよう取り組みました。また、店頭でのレンジ試食販売やレンジ体験イベントなど、簡便さの訴求・認知向上に向けたプロモーション施策を実施しました。コンビニエンスストア販路では、「肉まん」「ピザまん」など基本商品類の改良による商品力向上と価格改定を実施しました。また売場の展開強化として、新商品「じゃがまるくん」「チーズ肉まん」やキャラクターコラボ商品を発売しました。その他、新たな顧客層・ニーズの可能性を探るため、スチーマーで販売する「チーズベーグル」を展開しました。

新宿中村屋本店「スイーツ&デリカ^{ボンナ}Bonna」では、季節商品の販売や百貨店の催事出店などを積極的に展開し、新たな中村屋ファンの獲得とブランドイメージの発信に努めました。

ブランド展開では、キャラメルスイーツ専門店「CARAMEL MONDAY」において、季節限定商品の発売やターミナル駅・商業施設での催事出店を継続的に実施することで、ブランド認知度の向上ならびに土産需要への対応を図り、売上拡大に努めました。また、新たな顧客層へのアプローチを目的として、量販店販路にて、姉妹ブランド「^{キャラメル}CARAMEL MONDAYの朝」の展開を開始しました。

以上のような営業活動を行いました。前期に閉鎖した店舗の売上減少等により、菓子事業全体の売上高は減収となりました。

(食品事業)

市販食品では、より多様化する消費者のニーズに対応するための取組みを進めました。レトルト食品類においては、老舗レストランの調理技術でソースにこだわり抜いた「シェフが仕立てた」シリーズを投入し、新たなユーザーの獲得に努めました。また、発売以来ご好評をいただいている、味わいの濃さ・深さを追求した「THE 濃厚」シリーズでは、新商品「芳醇マイルド」を発売し、商品ラインナップの拡充を図りました。中華調理用ソースでは、辛さと香りを自在に調節できる新商品「辛香自在麻婆豆腐」を発売し、お客様に新たな価値を提供しました。

業務用食品では、レストランで培った調理技術を活かし、中食・内食販路へ向けた開発・提案を継続して推進しました。コンビニエンスストア向けのカレーでは、お取引先の施策に対応した商品を供給することでさらなる拡販を図りました。また、専門店小売業チェーン向けではPB商品のレトルトカレーを新発売し、売上の拡大に大きく貢献しました。外食販路においては、カフェチェーン向けに調理技術を活かしたコラボメ

ニューを開発し、拡販を推進しました。

直営レストランでは、新宿中村屋本店「カジュアルダイニング^{グラナナ}Granna」^{マanna}「レストラン&カフェManna」において、季節商品の販売や賞味会の開催を通じて、お客様により多くご来店いただけるよう努めました。「オリーブハウス」においても、旬の食材を取り入れた季節感あふれるメニューを提供することで、お客様の満足度を高め、集客力の向上を図りました。

以上のような営業活動を行った結果、食品事業全体の売上高は増収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業では、商業ビル「新宿中村屋ビル」において快適で賑わいのある商業空間の提供に努め、満室稼働の維持につなげました。

また、武蔵工場の敷地の一部の事業用定期借地権や、旧東京事業所跡地の一般定期借地権による地代収入により、安定した売上を確保しました。

以上のような営業活動を行いました。一部店舗の賃料改定の影響により、不動産賃貸事業の売上高は減収となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 104 期 (2025年 3 月期)	第 105 期 (当期) (2026年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	26,834 ^{百万円}	26,220 ^{百万円}	△614 ^{百万円}	△2.3%
食 品 事 業	9,497	10,219	722	7.6
不 動 産 賃 貸 事 業	917	913	△4	△0.5
合 計	37,248	37,351	104	0.3

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

エ. 対処すべき課題

景気は緩やかな回復傾向が見られるものの、原材料価格の高止まりや労働力不足の深刻化、中東情勢の悪化による原油供給の不安定化、米国の貿易政策などによる世界経済の不確実性の高まりなど、当社を取り巻く環境は、今後も先行きの不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況の中、当社は、2023年に策定した「中期経営計画－中村屋2027ビジョン－」で掲げた戦略を、これまでの進捗状況をふまえてブラッシュアップし、経営目標達成に向けた取組みを加速していきます。

具体的には、中華まんビジネスでは、中華まんが年間を通じて「手軽に食べられる食」として定着するための商品力やプロモーションを強化するとともに、発酵・包餡技術を活かした新商品の開発を進めます。食品ビジネスでは、中価格帯のアイテムの拡充や新たな需要を狙った商品の発売、培った調理技術や商品価値を訴求するプロモーションの実施などにより、レトルト食品の展開拡大を図ります。菓子ビジネスにおいては、どら焼類をはじめとする餡を使ったスイーツの開発・拡販を進め、日常使いの‘デイリー菓子’の売場拡大に注力していきます。また、2025年11月に上市したオフィス常設型の社食サービス「Office Stand By You」においては、展示会への出展など認知拡大に努め、新たなビジネスモデルを構築していきます。

加えて、2025年度に更新した基幹システムなどを活用し、業務の標準化・効率化をさらに進めていきます。以上の取組みを通じて成長力の高い企業へと変革させ、企業価値の向上を実現していきます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2027ビジョン	<p>独自価値の量産化によりレストランクオリティ、専門店品質の「食」をお届けし、人々から選ばれる中村屋への再興を果たす</p> <p>独自価値 = 手間ひまをいとわないおいしさのつくりこみ × あたらしい食の喜びと感動</p>	
戦略実行の土台	バリューチェーン・インフラの再構築：商品化のスピードアップ、供給の安定化・効率化	
	ブランド・人財育成への投資：独自価値の体現や顧客接点の強化、実行を担う人財育成・企業文化醸成	
事業の姿	<p>中華まんビジネス</p> <p>食品ビジネス</p> <p>菓子ビジネス</p>	<p>冬の季節商品から脱却し年間の定番商品を目指す</p> <p>様々な「中食」の提案でゆとりある食生活に貢献する</p> <p>高付加価値な菓子で日常に彩りを添える</p>

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 102 期 (2023年 3 月期)	第 103 期 (2024年 3 月期)	第 104 期 (2025年 3 月期)	第 105 期 (当期) (2026年 3 月期)
売 上 高	35,554 ^{百万円}	37,770	37,248	37,351
経常利益 (△ 損失)	△78 ^{百万円}	996	1,277	1,599
当期純利益 (△ 損失)	△28 ^{百万円}	405	885	918
1 株当たり当期純利益 (△ 損失)	△4.73 ^円	68.24	152.52	159.11
純 資 産 額	25,742 ^{百万円}	26,606	27,038	28,752
1 株 当 たり 純 資 産 額	4,318.94 ^円	4,581.73	4,680.85	5,031.38
総 資 産 額	42,480 ^{百万円}	43,518	43,509	50,094

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事 業 区 分 (当期売上高構成比)	主 要 な 商 品 ・ 事 業 内 容
菓 子 事 業 (70.2%)	中華まん、和・洋焼菓子、米菓、水ようかん・ゼリー等、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食 品 事 業 (27.4%)	市販食品 (レトルトカレー、中華ソース等)、業務用食品 (カレー、パスタソース等)、南欧風料理店、洋食店
不 動 産 賃 貸 事 業 (2.4%)	商業ビルおよび土地の賃貸

(5) 主要な営業所および工場等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区	中 央 営 業 所	東 京 都 新 宿 区
東 京 事 業 所	東 京 都 新 宿 区	大 阪 営 業 所	兵 庫 県 伊 丹 市
神 奈 川 工 場	神 奈 川 県 海 老 名 市	福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 久 喜 市		
つ く ば 工 場	茨 城 県 牛 久 市		
武 蔵 工 場	埼 玉 県 入 間 市		

(6) 従 業 員 の 状 況

事 業 区 分	従 業 員 数			前 期 末 比 増 減
	男 性	女 性	合 計	
菓 子 事 業	383 ^名	131 ^名	514 ^名	18 ^名
食 品 事 業	87	18	105	9
不 動 産 賃 貸 事 業	2	—	2	1
全 社 共 通	102	57	159	△40
合 計	574	206	780	△12

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均437名おります。

(7) 主 要 な 借 入 先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	500 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	100
株 式 会 社 横 浜 銀 行	100

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
 (2) 発行済株式の総数 5,976,205株
 (3) 株 主 数 12,989名 (前期末比103名増加)
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	651 ^{千株}	11.4 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	387	6.8
株式会社みずほ銀行	279	4.9
三井不動産株式会社	180	3.1
株式会社ニッポン	130	2.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	128	2.2
日東富士製粉株式会社	124	2.2
株式会社三菱UFJ銀行	115	2.0
中村屋従業員持株会	95	1.7
株式会社セブンイレブン・ジャパン	70	1.2

(注) 当社は、自己株式261,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	島田 裕之	経営全般担当 兼 品質保証室統括室長
取締役兼専務執行役員	鍵山 敏彦	
取締役兼執行役員	弘中 雅裕	経営推進部門統括部長 兼 海外事業開発室統括室長
取締役	中山 弘子	
取締役	藤本 聡	ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤)
常勤監査役	齊藤 正樹	
監査役	日向 研	
監査役	小川 直樹	弁護士

- (注) 1. 取締役中山弘子、藤本 聡の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役日向 研、小川直樹の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
4. 取締役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
5. 監査役日向 研氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
6. 監査役小川直樹氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
7. 当期中に退任した取締役
2025年6月27日付
取締役会長 鈴木 達也
8. 当期中に新たに就任した取締役
2025年6月27日付
取締役兼執行役員 弘中 雅裕
9. 取締役中山弘子、藤本 聡の両氏および監査役日向 研、小川直樹の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員および上席理事は次のとおりであります。(2026年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当または主な職業
執行役員	羽下 宜寛	品質保証室統括室長
執行役員	河野 奈美江	経営戦略部門統括部長兼文化・事業創造室統括室長
執行役員	鈴木 克司	SCM部門統括部長
執行役員	春江 達夫	生産部門統括部長
執行役員	太田 憲治	事業推進部門統括部長
執行役員	仲程 琢郎	第一NB事業部統括部長
執行役員	本多大輔	第二NB事業部統括部長
執行役員	水野 豊司	ソリューション事業部統括部長
上席理事	井上 祐一	研究・開発部門統括部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることや、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないこと等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を一部改定しており、その概要は以下のとおりになります。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、同業種他社等の報酬水準、従業員給与等とのバランスを勘案し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、健全なインセンティブの一つとして機能することを目的に業績連動制度を採用し、役位に応じ、基本報酬（固定報酬、業績連動報酬）および業績連動賞与により構成されております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

(イ) 固定報酬

固定報酬は、役員報酬の基本方針に基づき策定した役員報酬基準により、役位に応じた報酬を支給しております。

(ウ) 業績連動報酬・業績連動賞与に係る指標

業績連動報酬に係る指標は、全社の営業利益であり、役員報酬基準に基づき、役位に応じて、算定した報酬を支給しております。また、業績連動賞与に係る指標は、当期純利益であり、役員報酬基準で定められた支給財源および達成度合に応じて、個人別の支給額を決定しております。

(エ) 交付時期

基本報酬は、年額報酬を12等分して毎月支給する。また、業績連動賞与は、毎年7月に支給しております。

(オ) 報酬種類ごとの割合

基本報酬の支給割合の決定の方針は、固定報酬を約8割、業績連動報酬を約2割の比率としております。また、業績連動賞与は、基本報酬と算定方法が異なることもあり、支給割合の方針には加えないこととしております。

(カ) 報酬等の決定に関する事項

当社は取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設置しております。同委員会において、取締役の個人別報酬決定の手続き、役員報酬基準および業績連動報酬の適正性等につき審議し、取締役会に答申します。取締役会は、その内容を踏まえ取締役の報酬等を決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会にて、取締役の個人別報酬決定の手続き、役員報酬基準および業績連動報酬の適正性等につき審議し、取締役会に答申し、取締役会にて決定するプロセスを経ているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

ウ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議は、2007年6月28日の第86回定時株主総会であり、その内容は、月額報酬を年額報酬に改め、取締役9名に対し取締役の報酬総額を年額240,000千円以内、監査役4名に対し監査役の報酬総額を年額48,000千円以内で支給することとしております。

エ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、強い収益体質を構築するため、本業の利益を示す営業利益と最終的な利益を示す純利益を重視し、指標として採用しております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、2024年度の営業利益1,070,417千円と各人別の担当業績であります。また、当事業年度における業績連動賞与に係る指標の実績は、2024年度の純利益実績884,947千円であります。

オ. 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	119,015 (12,590)	104,419 (12,590)	14,596 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23,400 (8,400)	23,400 (8,400)	- (-)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア) 取締役藤本 聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 (非常勤)	中山 弘子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	藤本 聡	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、長年に亘る金融機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	日向 研	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、長年に亘る金融機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	小川 直樹	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
イ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。
- イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。
- ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- エ. 内部通報制度として、「中村屋ヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。
- オ. 内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証する。
- カ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制を構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。
- キ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な

要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 「危機管理基本規程」に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を図る。
- イ. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。
- ウ. 当社は、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために生産工場にFSSC22000等の規格を導入し、食品安全マネジメントシステムを運用する。
- エ. 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、その運用を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 執行役員制度をより一層充実させ、部門ごとの責任を明確化する。そのうえで経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。
- イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。
- ウ. 常勤取締役で構成する経営会議の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当

該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査室が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 取締役、執行役員、内部監査人は会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生、または違法・不正行為を発見したときは監査役に報告する。
- ウ. 当社の内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社の内部通報制度の運用により、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。
なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役の職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織であるコンプライアンス・リスク管理担当者委員会を9回、コンプライアンス・リスク管理委員会を6回開催し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制を構築し、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク管理担当者委員会において、リスク環境の変化に対応するため、「危機管理基本規程」に基づくリスクアンケートを実施し、重度のリスクの選定と対応すべきリスクの優先順位づけを行うとともに、事業継続計画について継続的な見直しを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む5名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は13回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤取締役で構成する経営会議は9回開催し、重要案件を審議しております。執行役員会は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告およびコンプライアンス・リスク管理担当者委員会等の内容について、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、前記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

当社は、2023年に策定した「中期経営計画－中村屋2027ビジョン－」で掲げた戦略に基づき、経営目標達成に向けた取組みを進めております。

具体的には、中華まんビジネスでは、中華まんが年間を通じて「手軽に食べられる食」として定着するための取組みを続けるとともに、発酵・包餡技術を活かした新商品を開発・発売しております。食品ビジネスにおいては、事業拡大に向けた営業戦略の見直しや新定番となるレトルト食品の創出に努めるとともに、調理技術の効果的な活用と原材料高騰への対応を目的とした規格の見直しを行っております。菓子ビジネスにおいては、日常使いの‘デイリー菓子’定着に向けてラインナップの充実を進めるとともに、利益改善のための商品政策の見直しや物流・営業体制の効率化に取り組んでおります。

また、「ものづくり」に関する技能伝承のためのマイスター制度や社内コミュニケーションの促進によってエンゲージメントを高め、人的資本の最大化を図り、戦略を着実に実行しております。さらに、食の安全・安心を確保するための品質保証体制の強化を進めております。以上の取組みを通じて利益体質のビジネスモデルに変革させ、企業としての価値向上および財務的な体力の強化を目指しております。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、2016年6月より社外取締役を2名体制とし、取締役会の助言・監督機能の強化を図っております。

取締役会では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに常勤取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図

るため、執行役員会を設置しております。さらに、常勤取締役で構成する経営会議を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

非連結会社に移行したことに伴い、2019年4月に当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しております。また、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しております。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告しております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証しております。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、前記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、2023年6月29日開催の当社第102回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社取締役会の評価検討の期間の経過後のみ開始されるものとします。大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が

大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社「定款」が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

ア. 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年としておりますので、本プランは、スローハンド型の買収への対応方針（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,000,054	流動負債	5,743,504
現金及び預金	2,855,404	買掛金	1,267,299
売掛金	4,110,906	短期借入金	1,000,000
製成品	1,687,514	リース負債	90,890
半製品	12,433	未払金	1,471,358
仕掛品	21,644	未払費用	421,480
原材料	1,350,264	未払法人税等	413,257
貯蔵品	261,411	未払事業所税	9,862
前払費用	131	未払消費税等	97,702
前払収入	232,920	預り金	33,733
未収入	123,094	前受収益	355,619
未収入	335,218	賞与引当金	582,305
仮払入金	9,114	固定負債	15,598,203
固定資産	39,094,004	リース負債	366,328
有形固定資産	24,957,386	繰延税金負債	4,518,052
建物	6,640,809	退職給付引当金	387,032
構築物	580,694	資産除去損	103,244
機械及び装置	1,921,653	長期前受収益	9,693,842
車両運搬具	728	保証金	529,704
工具器具及び備品	189,606	負債合計	21,341,707
土地	14,510,193	純資産の部	
リース資産	751,537	株主資本	24,566,363
建設仮勘定	362,165	資本金	7,469,402
無形固定資産	473,719	資本剰余金	8,099,120
ソフトウェア	346,498	資本準備金	6,410,455
公共施設利用権	100,221	その他資本剰余金	1,688,664
ソフトウェア仮勘定	27,000	利益剰余金	9,835,001
投資その他の資産	13,662,899	その他利益剰余金	9,835,001
投資有価証券	8,549,729	固定資産圧縮積立金	2,998,728
関係会社株	131,021	別途積立金	5,204,932
長期未収入	1,631	繰越利益剰余金	1,631,341
長期前払費用	95	自己株式	△837,160
前払年金費用	405,342	評価・換算差額等	4,185,989
長期性預金	4,000,000	その他有価証券評価差額金	4,185,989
そこの引当金	576,711		
貸倒引当金	△1,631	純資産合計	28,752,352
資産合計	50,094,059	負債及び純資産合計	50,094,059

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		37,351,144
売上原価		23,373,786
売上総利益		13,977,358
販売費及び一般管理費		12,653,575
営業利益		1,323,784
営業外収益		
受取利息	1,678	
受取配当金	246,921	
雑収入	40,411	289,010
営業外費用		
支払利息	9,661	
為替差損	668	
雑損	3,309	13,638
経常利益		1,599,155
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	233,985	
資産除去債務戻入益	93,185	327,175
特別損失		
固定資産売却損	337	
固定資産除却損	7,721	
減損損	6,456	
関係会社株式評価損	405,035	
工場再編関連費用	21,199	440,749
税引前当期純利益		1,485,581
法人税、住民税及び事業税	403,834	
法人税等調整額	164,230	568,065
当期純利益		917,517

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	自己株式	その他利益剰余金			
2025年4月1日残高	7,469,402	6,410,455	1,688,664	8,099,120	9,321,826	△645,906	24,244,442	2,793,506	27,037,947
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰余金の配当					△404,341		△404,341		△404,341
当期純利益					917,517		917,517		917,517
固定資産圧縮積立金の取崩					-		-		-
自己株式の取得						△191,255	△191,255		△191,255
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								1,392,483	1,392,483
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	513,176	△191,255	321,921	1,392,483	1,714,404
2026年3月31日残高	7,469,402	6,410,455	1,688,664	8,099,120	9,835,001	△837,160	24,566,363	4,185,989	28,752,352

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2025年4月1日残高	3,072,570	5,204,932	1,044,323	9,321,826
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰余金の配当			△404,341	△404,341
当期純利益			917,517	917,517
固定資産圧縮積立金の取崩	△73,842		73,842	-
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△73,842	-	587,018	513,176
2026年3月31日残高	2,998,728	5,204,932	1,631,341	9,835,001

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。 |
| (3) 固定資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。 |
| 長期前払費用 | 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| (4) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| 退職給付引当金
（前払年金費用） | 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(数理計算上の差異の費用処理方法)
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

ア. 菓子事業

主に当社が製造した和菓子類、洋菓子類及びパン類の販売を行っております。

菓子事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、概ね当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、製商品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、菓子事業における製商品の販売について、協賛金等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該協賛金等の見積額を控除した金額で算定しております。この協賛金等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

イ. 食品事業

主に当社が製造した業務用食材類、市販用食品類及び調理缶詰類の販売を行っております。

食品事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、製商品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、食品事業における製商品の販売について、協賛金等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該協賛金等の見積額を控除した金額で算定しております。この協賛金等の見積額は、事後的に決定されることが多いことから、過去の同様の取引において発生した金額を基礎にして算定しております。

ウ. 不動産賃貸事業

当社が所有する商業ビル及び土地の賃貸を行っております。

不動産賃貸事業においては、賃貸借契約に基づく賃貸借期間に渡り、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 固定資産の評価

ア. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	24,957,386千円
無形固定資産	473,719千円
減損損失	6,456千円

イ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

当社資産のグルーピングは、事業区分を基本とし、飲食及び菓子店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該差額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い価額によっており、正味売却価額は主に不動産鑑定評価に基づき算定し、使用価値は翌事業年度以降の事業計画を基礎として算定しております。

(イ) 主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能性の見積りにおける主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画及び正味売却価額の算定に用いる市場価値であります。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

市場の動向や事業計画の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

ア. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、個別注記表「6. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

イ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、予測される将来の課税所得等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(イ) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りについては、主に取締役会にて承認された翌事業年度以降の事業計画を基礎としております。

なお、事業計画に含まれる主要な仮定は、市場環境を考慮した将来の売上高の予測であります。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

ア. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	131,021千円
関係会社株式評価損	405,035千円

イ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合、実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を実施することとしております。

(イ) 主要な仮定

発行会社の財政状態および将来の事業計画に基づく収益力を反映して実質価額の著しい低下の有無を判断しております。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 24,979,489千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引による取引高 4,667千円
営業取引以外の取引による取引高 12,758千円

(2) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額 (千円)
菓子店舗 (菓子事業)	機械及び装置	東京都新宿区	2,751
飲食店舗 (食品事業)	機械及び装置	東京都新宿区 他	3,705

当社資産のグルーピングは、事業区分を基本とし、飲食及び菓子店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,976,205株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 261,600株

(3) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	404,341	70.00	2025年3月31日	2025年6月30日

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	428,595	75.00	2026年3月31日	2026年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞与引当金限度超過額	183,542千円
退職給付引当金限度超過額	1,067,593
一括償却資産限度超過額	16,817
未払事業税	38,562
減損損失	263,327
資産除去債務	32,543
投資有価証券評価損	3,953
関係会社株式評価損	127,667
その他	424,303
繰延税金資産小計	<u>2,158,306</u>
評価性引当額	<u>△245,028</u>
繰延税金資産合計	<u>1,913,279</u>
繰 延 税 金 負 債	
固定資産圧縮積立金	△1,380,256
その他有価証券評価差額金	△1,920,956
固定資産評価替差額金	△2,490,186
退職給付信託資産	△472,800
前払年金費用	△127,764
その他	△39,369
繰延税金負債合計	<u>△6,431,331</u>
繰延税金負債の純額	<u>△4,518,052</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画や季節の変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は、格付けの高い債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクがあります。長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ですが、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスク管理のため、発行体の財務状況等の継続的なモニタリングを行っております。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクがあります。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、余資管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクがある金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社における輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社は、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当決算日現在における営業債権のうち、31.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	8,518,084	8,518,084	—
長期性預金	4,000,000	3,999,573	△427
資産計	12,518,084	12,517,657	△427
リース債務	457,218	389,634	△67,584
負債計	457,218	389,634	△67,584

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等	162,666

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
売掛金	4,110,906	—	—	—
長期性預金	—	4,000,000	—	—
合計	4,110,906	4,000,000	—	—

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
リース債務	90,890	89,013	185,675	65,956	17,333	8,352
合計	90,890	89,013	185,675	65,956	17,333	8,352

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,518,084	－	－	8,518,084
資産計	8,518,084	－	－	8,518,084

イ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期性預金	－	3,999,573	－	3,999,573
資産計	－	3,999,573	－	3,999,573
リース債務	－	389,634	－	389,634
負債計	－	389,634	－	389,634

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期性預金

長期性預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している東京事業所及び店舗施設の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

東京事業所については、使用見込期間を契約期間（5年）と見積もり、割引率は5年国債の利回りを使用して算定しております。店舗施設については、使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	254,002千円
時の経過による調整額	564千円
資産除去債務の履行に伴う減少額	△151,322千円
期末残高	103,244千円

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において商業ビル（土地を含む）、東京都及び埼玉県において賃貸用不動産（土地）を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2026年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は56,308千円及び賃貸用土地に関する賃貸損益は東京都が314,913千円、埼玉県が56,609千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、当社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
賃貸用不動産（埼玉県）	541,611	—	541,611	688,000
賃貸用不動産（東京都）	8,770	—	8,770	8,960,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	9,596,256	△73,371	9,522,885	13,800,000

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	－千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△311,111千円

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	菓子事業	食品事業	不動産 賃貸事業	
一時点で移転される財又はサービス	26,219,920	10,218,687	－	36,438,607
顧客との契約から生じる収益	26,219,920	10,218,687	－	36,438,607
その他の収益	－	－	912,537	912,537
外部顧客への売上高	26,219,920	10,218,687	912,537	37,351,144

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,031円38銭
1株当たり当期純利益金額	159円11銭

13. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社 中 村 屋
取締役 会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉村 智明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宇田川 和彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会、経営会議、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査室長を監査役会に定期的に招聘し、監査の実効性及び効率性の向上を図りました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMooreみらい監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、Mooreみらい監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社中村屋 監査役会
 常勤監査役 齊藤 正樹 ㊟
 社外監査役 日向 研 ㊟
 社外監査役 小川 直樹 ㊟

以上

第105回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」**麹町方面**出口1より徒歩4分
→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「永田町駅」
紀尾井町方面出口9a 出口9bより徒歩3分
→出口9aは、エスカレーターが設置されています。
出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「永田町駅」出口5より徒歩4分
→出口5は、エスカレーターが設置されています。

「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

会場外の係員は配置しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。